

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和4年3月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100113号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2100025号

第1 結論

請求者のA社における平成27年7月31日の標準賞与額は19万5,000円と記録されているところ、当該記録を取り消し、同社における同年6月25日の標準賞与額を19万5,000円に訂正することが必要である。

平成27年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成元年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月31日
② 平成27年6月25日

A社に勤務していた平成27年6月に夏季賞与の支払があったが、厚生年金保険の記録では同年7月31日と記録されている。賞与明細書によると、実際の支給日は平成27年6月25日であり、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、賞与支払年月日の記録を同年7月31日から保険給付の対象となる記録として同年6月25日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者のA社における平成27年夏季賞与について、賞与支払年月日は同年7月31日、標準賞与額は19万5,000円と記録されているところ、請求者及び事業主は、平成27年夏季賞与は同年6月25日に支払われた分のみであり、同年7月31日には賞与の支払はない旨陳述していることから、請求者の同社における平成27年7月31日の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

2 請求期間②について、請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、平成27年6月25日にA社から19万5,000円の賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料

を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 27 年 6 月 25 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険賞与支払届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 27 年 6 月 25 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。